

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	後期高齢者医療保険料徴収事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
<p>門真市は、後期高齢者医療保険料徴収事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。</p>	
特記事項	なし

評価実施機関名
大阪府門真市長

公表日
令和5年3月28日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	後期高齢者医療保険料徴収事務
②事務の概要	国税徴収法及び地方税法、高齢者の医療の確保に関する法律その他の地方税に関する法律による保険料の徴収に関する事務で、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務(業務)で行う。 1.後期高齢者医療保険料の徴収に関すること。 2.後期高齢者医療保険料の滞納整理及び処分に関すること。 3.後期高齢者医療保険料の過誤納金の還付及び充当に関すること。 4.後期高齢者医療保険料の督促状の発送に関すること。 5.後期高齢者医療保険料の消滅時効及び不納欠損に関すること。 6.その他後期高齢者医療保険料に関すること。
③システムの名称	収納管理システム、統合宛名管理システム、中間サーバ、住民基本台帳システム、宛名・納付システム(住登外管理システム)、個人住民税システム、滞納整理支援システム、住民基本台帳ネットワークシステム

2. 特定個人情報ファイル名

後期高齢者医療保険料徴収事務ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	1. 番号法第9条第1項 別表第1の第59の項 2. 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第46条第6号
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	1. 番号法第19条第8号別表第2の82の項 2. 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第43条の2の2

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	総務部 収納課
②所属長の役職名	収納課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	門真市 総務部 総務課 〒571-8585 門真市中町1-1 電話06-6902-5684
-----	---

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	門真市 総務部 収納課 〒571-8585 門真市中町1-1 電話06-6902-5925
-----	---

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和1年12月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和1年12月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年1月1日	I. 5. ② 評価実施機関における担当部署	所属長	所属長の役職名	事後	様式改正に伴う変更
平成31年1月1日	IV リスク対策	無	新設	事後	様式改正に伴う変更
令和1年12月1日	I-5-②所属長の役職名	課長	保険収納課長	事後	
令和1年12月1日	1.対象人数	いつの時点の計数か 平成27年3月12日	いつの時点の計数か 令和1年12月1日	事後	
令和1年12月1日	2.取扱者数	いつの時点の計数か 平成27年3月12日	いつの時点の計数か 令和1年12月1日	事後	
令和2年4月1日	I. 5 評価実施機関における担当部署 ①部署	保健福祉部 保険収納課	総務部 債権管理課	事後	形式的な変更であるため、重要な変更にあたらない
令和2年4月1日	I. 5 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	保険収納課長	債権管理課長	事後	形式的な変更であるため、重要な変更にあたらない
令和2年4月1日	I. 8 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	門真市 保健福祉部 保険収納課 〒571-8585 門真市中町1-1 電話06-6902-5939	門真市 総務部 債権管理課 〒571-8585 門真市中町1-1 電話06-6902-5939	事後	形式的な変更であるため、重要な変更にあたらない
令和3年4月1日	I. 5 評価実施機関における担当部署 ①部署	総務部 債権管理課	総務部 収納課	事後	形式的な変更であるため、重要な変更にあたらない
令和3年4月1日	I. 5 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	債権管理課長	収納課長	事後	形式的な変更であるため、重要な変更にあたらない
令和3年4月1日	I. 8 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	門真市 総務部 債権管理課 〒571-8585 門真市中町1-1 電話06-6902-5939	門真市 総務部 収納課 〒571-8585 門真市中町1-1 電話06-6902-5925	事後	形式的な変更であるため、重要な変更にあたらない
令和4年1月5日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	<番号法第9条第1項 別表第1の第59の項> ・高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの <内閣府・総務省令> ・高齢者の医療の確保に関する法律第104条第1項の保険料の徴収又は同条第2項の保険料の賦課に関する事務	1. 番号法第9条第1項 別表第1の第59の項 2. 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第46条第6号	事後	形式的な変更であるため、重要な変更にあたらない
令和4年1月5日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	実施する	実施しない	事後	形式的な変更であるため、重要な変更にあたらない
令和4年1月5日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1. 情報提供の根拠 番号法第19条第7号 別表第2の第1、82の項 2. 情報照会の根拠 番号法第19条第7号 別表第2の第80、82、83の項	空欄	事後	形式的な変更であるため、重要な変更にあたらない
令和4年1月5日	IV リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	[○]委託しない	[]委託しない	事後	形式的な変更であるため、重要な変更にあたらない
令和4年1月5日	IV リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	空欄	十分である	事後	形式的な変更であるため、重要な変更にあたらない
令和4年1月5日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[]接続しない(入手) []接続しない(提供)	[○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)	事後	形式的な変更であるため、重要な変更にあたらない
令和4年1月5日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	空欄	事後	形式的な変更であるため、重要な変更にあたらない
令和4年1月5日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	空欄	事後	形式的な変更であるため、重要な変更にあたらない
令和5年3月28日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	収納管理システム、統合宛名管理システム、中間サーバ、住民基本台帳システム、宛名・納付システム、個人住民税システム	収納管理システム、統合宛名管理システム、中間サーバ、住民基本台帳システム、宛名・納付システム(住登外管理システム)、個人住民税システム、滞納整理支援システム、住民基本台帳ネットワークシステム	事前	情報連携開始のため
令和5年3月28日	I 関連情報 4. 情報ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	実施しない	実施する	事前	情報連携開始のため
令和5年3月28日	I 関連情報 4. 情報ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	空欄	1. 番号法第19条第8号別表第2の82の項 2. 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第43条2の2	事前	情報連携開始のため
令和5年3月28日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)	[]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)	事前	情報連携開始のため
令和5年3月28日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	空欄	十分である	事前	情報連携開始のため